

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和6年12月23日

○出席委員（１１名）

委員長	瀬崎伸一
委員	山本欽久
委員	濱口正久
委員	戸上健
委員	坂倉広子
委員	世古安秀

副委員長	世古雅人
委員	南川則之
委員	山本哲也
委員	木下順一
委員	尾崎幹

議長	河村孝
----	-----

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長、山本補佐、三浦係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村なぎさ
書記	

(午前10時11分 再開)

○瀬崎伸一委員長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第44号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についての議案1件であります。

それではこれより付託議案の審査に入ります。

議案第44号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

議案書のほうは1ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づき、本市職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げる改正を行いたく本提案とするものでございます。

資料のほうを1枚提出させていただいておりますので、そちらのほうをご覧ください。

主な内容については、本市職員の給料の部分におきまして、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、概ね30歳代後半までの職員に重点を置いて、すべての職員を対象に行政職給料表及び医療職給料表を引き上げる改定となっており、平均の改定率は4%となっております。

初任給の引き上げの額については、記載のとおりでございます。

この部分の改正については、議案書のほうの2ページから9ページになっておりますのでご参照ください。

続きまして、初任給調整手当についてでございます。

医療職給料表の適用を受ける職員ということで、診療所の医師が支給対象であります。これは改正文としては第18条になりますが、改正前の月額41万5,600円から41万6,600円に改めるものでございます。

次に、期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げる改定につきましては、改定前の支給率、年間4.5月分から改定後は4.6月分となり、0.1月分アップする改定でございます。

新旧対照表のほうをご覧ください。

1ページから2ページで、第43条及び第44条の改正部分が令和6年度12月期の期末・勤勉手当の支給率の改正となっております。また、併せて定年前再任用短時間勤務職員の手当についても0.005月分アップする改正となっております。

あちこちして申し訳ないですが、議案書のほうの16ページをご覧ください。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、給料表及び初任給調整手当は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当については令和6年12月1日から適用するものでございます。

なお、令和7年4月以降に改正される部分については、改めて条例改正を提出させていただく予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第44号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 4点お聞きします。

1点目ですけれども、人勸に即して今回の給与改定ということです。初任給についてお聞きします。初任給の引き上げ額ですね。

参考資料をちょうだいしてますけれども、高卒の場合は18万8,000円、これ12.8%で人勸のままです。人勸も18万8,000円にするようにと、12.8%です。

ところがもう大卒ですね、人勸は14.6%にするようにと、23万円にするようにということになってますけれども、条例提案では22万円ということで1万円少ないです。

これどうしてでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 総務課、山本です。よろしくお願いします。

戸上委員ご質問のところなんですけれども、人勸のほうの表に出ています国の大卒につきましては、国家公務員は総合職という大学卒業程度で採用する分と、一般の職として大卒で採用する制度がございまして、本市はその一般職の大卒程度と同じような給与となっております。

国の人勸におきましても一般職の大学卒業程度では22万円と設定されておりますので、国と同等と考えております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました、了解です。

2点目お聞きします。

資料で号給の一覧表が出ていますけれども、なかなかこれわかりづらいですので教えてほしいんですけれども、今回の改定によって職員1人当たりの平均の月額と年間、給与ですから、今回の一時金の0.1か月分も含めて年間トータルでどれだけになるか教えてください。

ちなみに今回の予算書に出ている31ページの給与費明細書、令和6年度10月1日付で行政職の平均は33万2,904円ということになっております。これを改定するわけでもんで、これより相当プラスになるということです。

どれだけになりますか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 全部の会計を合計した金額で言わせてもらってよろしいですかね。

○戸上 健委員 はい。

○山本課長補佐 1人当たりの平均改定額なんですけれども、給料で年間プラス12万6,000円。これ、年間です。期末勤勉手当は7万9,000円となっております。

○戸上 健委員 月額にするとざっと1万円プラスということでもいいんでしょうか。今の33万2,900円が34万3,000円ぐらいになるという理解でよろしい。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 そうですね、若年層は上がり幅が大きくなっておりまして、我々40、50の職員は抑えられておりまして、平均すると1万円程度という形で。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。

3点目ですけれども、昨年も僕決算やったか補正予算のときに質問したんですけれども、この人勤を会計年度任用職員にも国のほうは適用すべしというふうに言うております。

ところが、鳥羽市の場合は適用しなかったんですが、今年度は、今年度というかこの人勤を受けて条例化してですけれども、会計年度任用職員とかそれから学童保育の保育士、指導員についても国のほうは鋭意すべきということを言うておりますけれども、鳥羽市の場合はどうしますか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 会計年度任用職員につきましては、戸上委員言われるように国からも基本として常勤職員の給与改定に準じてという形では出ておりますけれども、本市の場合、昨年度も説明させてもらったとおり従前より1年間の勤務条件を示した上で任用しておりますので、その年度途中で給与改定をすることは増額時も減額も含めてしておりませんので、今年度も同じような取り扱いでいこうと考えております。

来年4月以降につきましては、今回改められた勤務条件に更新される予定で考えております。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 確認ですけれども、1年後、国の延べて繰り下げになるけれども、会計年度任用職員についても引用するという理解でよろしいですね。

それと、学童保育の指導員についてもこれは国のほうは2年先ということになっております。しかし、先になっておるけれども、この間こども政策担当相、三原じゅん子さんだけれども、保育士と同じタイミングではないが、人事院勧告を踏まえ処遇改善に努めるというふうに答弁しております。

鳥羽市もそれに倣ってやっていくという方向でよろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 本市の場合、学童保育のエンゼルとかのことだと思うんですけれど、のほうは直接鳥羽市が雇用しているわけではございませんので、この人勤の鳥羽市の給料表が直接適用されるものではないんです。

ですが、委託業務として設計書を作るのに当たりまして、基本的な単価のところに国が示してくる人勤に準じた形での標準単価というのが示されるのではないかなとは思っておりますけれど、ちょっと確実なこと言えないんですけれども。

ただ、会計年度任用職員として雇っていないので、直接給料が上がるというものではございません。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。それはもう予算の3月議会で、担当課に僕のほうから聞くようにします。

それが最後の４点目です。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 ごめん。申し訳ない、委員長。

うちの場合は４％ということになりました。今回引き上げ額が。これは人勤の報告の概要によると、このモデル試算した定期昇給分を加えると月収で約４．４％の給与改善ということになっております。

鳥羽市の場合も定期昇給を含めると４．４％という人勤並みになるという理解でよろしいのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 予算の資料のほうで示させてもらっている４％というのは、あくまで給料だけを見て４％増という形になりまして、期末・勤勉手当を含めた改定率というのはすみません、ちょっと算出していないのでお示しできませんけれども、おそらく４％以上の数字になると思います。

○瀬崎伸一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 山本さんごめん、確認やけれども、人勤では定期昇給分を含めて４．４％になるというふうに書いております。

だから、鳥羽市の場合も先ほどおっしゃったように職員の毎年定期昇給をしていきますよね。それも含めると４％プラスアルファだと、４．４％前後だという理解でよろしいのでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 数値のほうは算出しておりませんが、定期昇給分を加えて４％以上になるものと考えております。

○戸上 健委員 了解です。以上です。

○瀬崎伸一委員長 他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので以上で付託されたすべての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○瀬崎伸一委員長 ないようですのでこれより採決を行います。

お諮りします。

議案第４４号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第４４号については、原案通り可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これもちまして行政常任委員会を散会いたします。

(午前10時26分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和6年12月23日

行政常任委員長 瀬 崎 伸 一